平成２９年（フ）第１５０号
大分市松原町１丁目６番２号アパートメント松原202号、住民票上の住所大分市中島東２丁目３番７号（パールシャトー中島503）
債務者　梅田　保男
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７０号
大分市西大道３丁目２番10―101号（第２園田ビル）
債務者　後藤　富枝
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７６号
大分県別府市石垣東８丁目３番14―307号グリーンシティ石垣
債務者　阿部　優子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
山口県下松市大字来巻165番地２
債務者　宮田真理子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１６９号
沖縄県那覇市若狭３丁目38番６号　301
債務者　安里　幸夏
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１７３号
沖縄県那覇市松川１丁目２番５号　城間アパート101
債務者　豊見山洋子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８５２号
名古屋市中川区打出２丁目15番地　ヴェルドミール302号
債務者　高橋　萌子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１号
青森県八戸市是川３丁目３番地５　市営住宅Ｃ12―83、前住所青森県八戸市是川３丁目３番地５　市営住宅Ａ２―19
債務者　上野　優美
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３９１号
千葉県柏市酒井根６丁目９番16号
債務者　井上由紀子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１１９号
静岡県富士市天間897番地の９
債務者　渡邊　奈歩
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２８号
滋賀県東近江市八日市野々宮町２番14号
債務者　山中　照子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４５３号
神戸市長田区五番町３丁目７番地の１　市住33―407号
債務者　岡本　三恵
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５９号
神戸市灘区国玉通３丁目７番21号
債務者　神戸製額こと　島田　文雄
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０３号
神戸市兵庫区本町１丁目５番12―1001号
債務者　葛西美紀こと　葛西　美紀
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９０号
広島県廿日市市上平良1133番地10
債務者　山田　恭子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
広島県三次市作木町下作木683番地
債務者　元國　達也
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
広島地方裁判所三次支部